

発行 日光市役所市民環境部環境課
〒321-1292
今市本町1番地(本庁第4庁舎1階)
TEL 21-5152 FAX 21-2089
Eメール kankyou@city.nikko.lg.jp



にっこうの環境、日光杉並木
(日光フォトコンテスト入賞作品)

日光 水のある風景百選 募集

日光市は、川や湖、滝、湧水など、多彩な水資源に恵まれています。こうした水辺の美しい景観や、水にまつわる生活文化など、守り伝えていきたい大切な風景を「百選」として選定します。

★百選対象

豊かな水環境として将来に残したい風景(川、湖、滝、湧水など)、水に関する生活様式や慣習の風景などが選定の対象です。

★応募資格

日光市内の在住を問いません。どなたでも応募することができます。

★応募方法

応募用紙1枚につき、風景の写真1枚(1版カラー…紙焼きしたもの)を添えて、郵送または持参してください。写真の裏面には応募者氏名を明記してください。
※メールでの応募は受け付けません。
※くわしい応募規定は次ページを確認してください。

★賞品

百選に選定された写真の応募者には賞品を、また応募者全体のなかから抽選で50名に記念品を進呈します。

伝えたい、残したい、あなたの大切な日光の水のある風景をおしえてください。ご応募、お待ちしております。

◎今後のスケジュール

◆応募期間◆

平成23年10月3日(月)～平成24年9月10日(月)

◆一般投票◆

平成24年秋ごろ
一時選考後、応募のあった写真について、市内各所で展示します。市のホームページにも掲載します。

◆百選決定◆

平成25年3月ごろ
一般投票を参考に、最終選考のうえ、百選を決定します。
※百選に選定された写真は、百選のパンフレット等に掲載する予定です。



◀応募について、くわしくは次ページをご覧ください。

応募期間 平成23年10月3日～平成24年9月10日（消印有効）

【応募方法・応募規定】

- 応募用紙に必要事項を記入し、応募風景のカラー写真1枚を添えて、下記申込先に持参するか、郵送でご応募ください。
- 添付写真はL版(127×89mm)カラーに限ります。写真専用紙でのL版プリントも受け付けます（データの直接送付は受け付けません）。※デジタルカメラの使用は可
- 写真の裏面には、必ず応募者の氏名を記載してください。
- 応募は、おひとり5点（＝5風景）までとします。
- 応募用紙1枚につき1点の応募とします。複数応募する場合は点数分の応募用紙を準備し（コピー可）、応募用紙及び写真裏面に、それぞれ番号を記入して区別してください。
- 写真は、過去3年以内に応募者本人が撮影した、未発表でかつ現況と著しく相違のないものに限ります。合成加工写真は不可とします。
- 日光フォトコンテストに応募予定の作品を、重複して応募することはできません。
- 立ち入りや撮影が禁止されている場所で撮影されたものは、選定外とします。
- 被写体に人物が含まれている場合、その肖像権は応募者の責任において承諾を得てください。肖像権侵害等の問題について、主催者は一切の責任を負いません。
- 原則として写真は返却しません。
- 百選に選定した写真の使用権は、主催者に帰属します。
- 百選の決定及び公表は、平成25年3月頃を予定しています。

※くわしくは市のHPで：

<http://www.city.nikko.lg.jp/kankyou/gyousei/shisei/kankyou/mizu100.html>

【申込先】

- 郵送または持参受付窓口

〒321-1292 栃木県日光市今市本町1 日光市役所環境課環境政策係 TEL 0288-21-5152

- 上記以外の持参受付窓口

各総合支所（日光総合支所、藤原総合支所、足尾総合支所、栗山総合支所）市民福祉課

***** ***** ***** ***** ***** *****

◆日光水のある風景百選 応募用紙

応募の日付：平成 年 月 日

風景の名称	番号※	
類型（ひとつにチェック） <small>主催者の判断で類型を変更させていただきます。</small>	<input type="checkbox"/> 川、橋、渓谷 <input type="checkbox"/> 湖沼、湧水 <input type="checkbox"/> 水田、生活文化（祭り、行事）	<input type="checkbox"/> 滝 <input type="checkbox"/> その他
撮影の場所 <small>「〇〇から眺めた〇〇」のように具体的に記してください。</small>		
撮影時期・時刻	平成 年 月 日 時ごろ	
この風景を推薦する理由 （80字以内）		
応募者氏名（フリガナ）	（カナ）	
住所及び電話番号	〒 TEL	

※複数応募される場合は、応募用紙及び写真裏面に①～⑤の番号を記入してください。

生物多様性

生物多様性とは森や野原、水辺などの自然の中で、たくさんの生きものが「個性」と「つながり」を持って生きていることをいいます。

長い歴史の中で地球上には3,000万種もの生きものがいるとされており、国や県では絶滅のおそれのある野生生物の現状をレッドデータブックとしてまとめています。



▲クリヤマハハコ(キク科)《撮影：吉原博司氏》

- ・環境省カテゴリー：絶滅危惧Ⅱ類(絶滅の危険が増大している種)
- ・栃木県カテゴリー：絶滅危惧Ⅰ類(絶滅の危機に瀕している生物)

【特徴】茎の高さが20～35cmの多年草で8～9月にかけて花を咲かせます。葉をもむと黒砂糖のにおいがします。旧栗山村で初めて採集されたためクリヤマハハコの名がつけられました。

湧水ボランティアを募集します

湧水ボランティアは平成14年度に発足し、湧水地の状況や周辺動植物の観察を自主的に行っています。現在37名の方が登録しており、9班に別れて市内73箇所の湧水を毎年6月・9月・12月・3月に調査・観測しています。湧水の調査を通じて、水との共生について考え、豊かな自然環境を後世に引き継ぐために一緒に活動してみませんか。

活動内容：湧水地調査(年4回)

募集対象：湧水に興味がある健康な方で自動車を保有し運転できる方。

募集人数：5名程度

申込み：環境課へ電話申込み



- 油の取扱いに十分注意し、従業員への周知を行う。
- 機械類や貯油施設などの定期点検・安全確認を行う。
- 防油堤の設置やオイルマットなどの対策資材を整備する。
- 緊急連絡網を作成するなど、緊急時の体制を整備する。
- 廃油などは適正に処理する。

事業者の方へ

油流出事故を起こさないために

河川などに油が流入すると、河水を利用する水道や農業などに大きな影響を及ぼすことがあります。油流出事故は起こした人の責任です。原因者は、事故の対策にかかった費用負担を求められます。また、被害に対し、賠償を請求されることもあります。

油 流出事故を防ぎましょう



市民の皆様へ

- 給油中は、絶対にその場を離れない。目を離さない。
- 貯油タンクは、安定した場所に設置し、転倒防止を行う。
- タンクや配管に腐食や亀裂がないかなど、定期的に点検する。
- バルブの閉め忘れに注意する。
- 不要となった油は、適切に処分する。

油流出事故を起こしてしまった(発見した)ときは

被害の拡大を防ぐとともに、直ちに市環境課に連絡するようご協力をお願いいたします。

なお、貯油施設などの設置者は、事故などで油が流出・地下浸透した場合、応急措置と事故の届出(連絡)を行う義務があります。

節電、ありがとうございます。

7月における市内の電力消費量は、昨年と比べて全体で約10%、ピーク時で約20%削減されました(東京電力調べ)。

みなさま一人ひとりの節電アクションが確実に大きな動きとなり、電力消費を抑えることができています。今後も、節電へのご理解・ご協力をお願いします。

無料廃品回収にご注意ください

！
トラブルに注意を

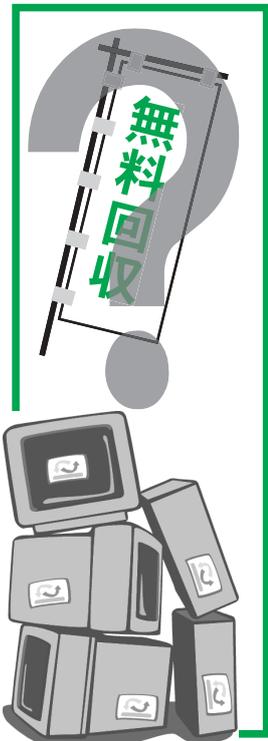


！
ルールに従って
処分しましょう

テレビや冷蔵庫、洗濯機、エアコンなどの家電製品は家電リサイクル法によってリサイクル料金を負担することが義務づけられています。容易に不要品の処理を業者に依頼しないよう注意が必要です。業者が家庭ごみを収集・運搬するには、一般廃棄物処理業の許可が必要です。許可を受けていない業者が家庭ごみを収集・運搬することはできません。

トラブルに巻き込まれたり、不要品が不法投棄されたりしないためにも、決められたルールに従って処分するようにしましょう。

トラックで「無料回収」をアナスしながら不要品を回収したり、空き地などを利用したりして不要品の回収をしている業者があります。最近では、このような業者との間で全国的に、「不用品を車両に載せた後に法外な料金を請求された」「無料と広告があつたのに料金を請求された」などのトラブルが起きています。



生ごみ処理機の購入費助成

家庭から出るごみの約50%は生ごみです。生ごみを堆肥としてリサイクルしたり、乾燥させて量を減らしたりするとごみを大幅に減量することができます。市ではごみの減量を進めるために、家庭用生ごみ処理機やコンポスト容器の購入・設置費用の助成制度を設けています。

対象機器と補助率及び限度額

◎機械式処理機…購入費の2分の1
(限度額3万円)

◎コンポスト容器…購入費の2分の1
(限度額3千円)

※助成希望の方は、必ず購入する前に環境課へ申請してください。



コンポスト(イメージ)



機械式(イメージ)

ごみステーションの管理と利用

ごみステーションは、自治会や地域の方など利用者が維持管理する共同施設です。

通りすがりのステーションに分別していないごみを捨ててしまう人がいます。分別されていないごみは回収されずステーションに残されるため、利用者に迷惑をかけてしまいます。ごみを出す際には、地域のルールを守り、決められた日に出してください。

ごみの収集時刻は、その日の天候やごみの量、種類、交通事情などによって変わることがあります。

必ず決められた日の朝8時30分までに出し、ステーションにごみが残らないようにしましょう。

